５年度要綱対照表

改正前	改正後
令和５年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱	令和５年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱
≪第１条～第４条　省略≫	≪第１条～第４条　省略≫
（補助対象経費） 第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市町の長が、次のいずれかに該当する者に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等に対して、令和５年４月１日から令和６年２月29日までの間に支給し、又は同期間の最終日時点において支給が見込まれる経費及び市町が施設等に対して行う自主検査に係る広報等の事務に要した経費とする。 （１）高齢者施設等、障がい福祉施設等及び保護施設等の入所系施設等に新たに入所する利用者 （２）高齢者施設等、障がい福祉施設等及び保護施設等において、業務に関連する資格試験受験又は研修受講、冠婚葬祭（二親等以内の親族に係るものに限る。）その他のやむを得ない理由により、県外の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域と県とを往来した職員等（帰県後１週間以内に自主検査を受けた職員等に限る。） （３）その他県が必要と認める利用者及び職員	（補助対象経費） 第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市町の長が、次のいずれかに該当する者に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等に対して、令和５年４月１日から令和６年２月29日までの間に支給し、又は同期間の最終日時点において支給が見込まれる経費及び市町が施設等に対して行う自主検査に係る広報等の事務に要した経費とする。 （１）高齢者施設等、障がい福祉施設等及び保護施設等の入所系施設等に新たに入所する利用者 （２）高齢者施設等、障がい福祉施設等及び保護施設等の職員 （３）その他県が必要と認める利用者及び職員
２　前項に掲げる経費のうち各号に該当する者の自主検査に要する経費について施設等を運営する法人等に対して支給し、又は支給が見込まれる経費は補助対象経費から除くものとする。 （１）他の補助金等（市町が施設等の自主検査を推進するために本事業の上乗せとして交付する補助金を除く。）の交付を受けて自主検査を行う者 （２）自主検査の結果、陽性と判定された場合で、直ちに保健所に連絡を行わなかった者（検査機関等が保健所に発生届を提出した場合を除く。）	２　前項に掲げる経費のうち、他の補助金等（市町が施設等の自主検査を推進するために本事業の上乗せとして交付する補助金を除く。）の交付を受けて自主検査を行う者の自主検査に要する経費について施設等を運営する法人等に対して支給し、又は支給が見込まれる経費は補助対象経費から除くものとする。 （　） （　）
≪第６条～第21条　省略≫	≪第６条～第21条　省略≫
附　則 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。	附　則 この要綱は、令和５年５月31日に施行し、令和５年５月８日から適用する。